

令和8年度奨学のための給付金について ～家計急変世帯向け募集要項～

制度の概要

高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、保護者の失職等を理由に家計が急変し、要件に該当する水準まで収入が減少した世帯を対象に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

対象となる世帯

●以下の基準日時点で、次の（A）～（C）すべてに該当している世帯

- ・令和8年7月1日までに家計が急変した場合は、令和8年7月1日が基準日
- ・令和8年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計急変が発生した月の翌月（家計急変が生じた日が月の初日である場合は、当月）の1日が基準日

（A）保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。

（B）対象となる家計急変事由（※）に該当し、急変後に1年間の世帯収入が、区分①～③のいずれかに減少する見込みであること。

【区分①】年収270万円相当未満の世帯（以下、「非課税世帯」という。）

（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円の世帯）

【区分②】年収270万円～380万円相当の世帯（以下、「低所得世帯」という。）

（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が100円以上105,500円未満の世帯）

【区分③】年収380万円～600万円相当かつ扶養する子が3人以上である世帯（以下、「多子世帯」という。）

（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯）

※家計急変の事由として、勤務先の経営悪化による解雇、自営業の廃業、災害、被災、離婚に伴う保護者変更による収入減、傷病等があります。

※災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはなりません。

（C）生徒本人が①～⑦のいずれかであること。

①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等

⑥定住者 ⑦家族滞在 ※⑥⑦については条件付きとなります。詳細はHPでご確認ください。

注意：(C) にのみ該当しない場合、状況によっては認定できる可能性がありますので、文化
学術課までお問い合わせください。

※以下に該当している場合は、**支給対象外**となります。

- ・令和8年7月1日現在、在学している学校を休学している。
- ・生徒が児童養護施設等に入所または里親に養育を委託されており、見学旅行費または特別育成費の対象となっている（母子生活支援施設の高校生等を除く）。
- ・保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない。

●令和8年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」及び扶養人数が(B)の区分①～③に該当する世帯は、**通常申請**でお申し込みください。

支給される金額

●急変後の世帯区分及び制度別によって支給される金額が異なります。

家計急変後の世帯区分（見込み）	制度別	令和8年7月1日までに家計が急変した場合	令和8年7月2日以降に家計が急変した場合
非課税世帯	新制度	52,100 円	左の年額を 12 で割り、基準日から 3 月までの月数を乗じた月割額
	旧制度	52,100 円	
低所得世帯	新制度	17,370 円	
	旧制度	10,420 円	
多子世帯	新制度	13,030 円	
	旧制度	10,420 円	

※以下は、着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要である場合（当該災害等につき 1 回に限る）に加算されます。

※「制服の再購入に係る誓約書」と「罹災証明書等」の提出が必要です。

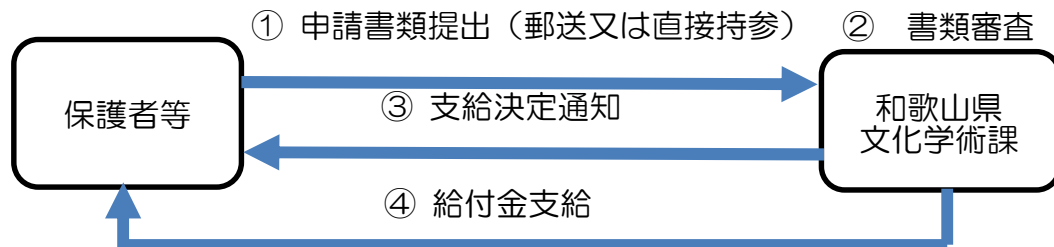
家計急変後の世帯区分（見込み）	制度別	加算額
非課税世帯	新制度	81,000 円
	旧制度	81,000 円
低所得世帯	新制度	27,000 円
	旧制度	16,200 円
多子世帯	新制度	20,250 円
	旧制度	16,200 円

申請に必要な書類

(1)	和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）受給申請書 （家計急変用）〔別記第1号様式の3〕
(2)	振込先の通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座番号、預金種別、名義人などわかるもの） 通帳のない場合も、キャッシュカードやネットバンク等のアカウント口座情報画面等、上記口座情報が確認できるものを提出してください。
(3)	家計急変世帯判定表 保護者（親権者）等について、記入例を参考の上、令和8年1月～12月中の所得の見込み額等を記入してください。 〈提出例〉 ・保護者が2名（父・母）で、母が所得税法上の控除対象配偶者で無収入の場合は、1名分（父）のみ提出してください。ただし、母が申請時に無収入でも、令和6年1月以降で収入があれば、母の分も提出してください。 ・保護者が2名（父・母）で、2名とも所得税法上の控除対象配偶者ではない場合（共働き等）は、2名分（父・母）を提出してください。
(4)	保護者（親権者）等の家計急変の発生事由を証明する書類 ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出、罹災証明書、戸籍謄本（離婚の事実がわかるもの）、医師の診断書 等
(5)	家計急変前の収入を証明する書類 保護者（親権者）等全員の ・令和8年1月から申請日までの所得が分かるもの（給与明細書等） ・令和8年度（令和7年分）課税証明書
(6)	家計急変後の収入を証明する書類 （給与所得者の場合）会社作成の給与見込 等 （自営業の場合）税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等
(9)	在学等証明書〔別記第2号様式〕 ※在学している学校の証明が必要です。
(10)	生徒の住民票の写し（原本） ※国籍が「日本」以外の生徒の場合：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの ※状況により追加で書類をお願いすることがあります。
(11)	扶養親族申告書 ※申請書表面「1 申請についての確認事項」で、②にチェックした場合のみ提出してください。
(12)	（別紙）在留資格が「定住者」または「家族滞在」の場合の確認書 ※生徒の国籍が「日本」以外で、在留資格が「定住者」または「家族滞在」の場合に限る。
(13)	日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書 ※生徒の国籍が「日本」以外で、在留資格が「定住者」または「家族滞在」の場合に限る。

申請から給付金の受取りまでの流れ

- ① 保護者等は郵送又は直接持参により、県へ申請書類を提出
- ② 県にて書類審査
- ③ 認定結果について県から保護者等へ通知文書を送付
- ④ 県から支給決定を受けた保護者等の口座へ給付金を入金



●支給時期

家計急変分の支給時期は、令和8年1月以降を予定しています。

(お願い)

振込日に関するお問い合わせをいただくことがありますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、兄弟姉妹で同時に申請された場合でも、振込時期が異なる場合があります。

申請期限

●申請期限

令和8年12月25日(金)まで(当日消印有効)

●提出先

郵送又は直接持参により、下記までご提出ください。

※ 対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請書類を提出してください。

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 奨学給付金担当あて

留意事項

- 家計急変の事由により提出書類が異なるため、和歌山県文化学術課担当者まで一度ご相談ください。

●家計急変における収入見込みの確認について

申請手続後、審査途中で保護者等の年収見込額に変わりがないか確認を行う場合があります

ます。申請後に年収見込額に変更があった場合は速やかに申し出てください。

●**支給先の口座情報について**

申請書類の提出前に、『令和8年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者の方から申請口座に関するお問い合わせをいただくことがあります。個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和8年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

偽りその他不正の手段により給付金を受給したときまたは明らかに給付金を教育費以外の目的に使用したと認められるときは、受給した給付金を直ちに返還していただきます。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班
電話番号 073-441-2098